

答 申

1 審査会の結論

佐賀県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 4 年 12 月 1 日付けで行った公文書不存決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経過

（1）公文書の開示請求

審査請求人は、佐賀県情報公開条例（昭和 62 年佐賀県条例第 17 号）第 5 条の規定により、実施機関に対して、令和 4 年 11 月 25 日付けで次の 4 件の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

ア 佐賀県農業試験研究センターにおいて、令和 3 年 1 月 1 日から同年 2 月 28 日までの間に事業場で選任されている衛生管理者自身が実施した作業場等の巡視状況又は結果が分かる資料

イ 佐賀県農業試験研究センターにおいて、令和 3 年 3 月 1 日から同年 4 月 30 日までの間に事業場で選任されている衛生管理者自身が実施した作業場等の巡視状況又は結果が分かる資料

ウ 佐賀県農業試験研究センターにおいて、令和 3 年 5 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間に事業場で選任されている衛生管理者自身が実施した作業場等の巡視状況又は結果が分かる資料

エ 佐賀県農業試験研究センターにおいて、令和 3 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日までの間に事業場で選任されている衛生管理者自身が実施した作業場等の巡視状況又は結果が分かる資料

（2）実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「当該期間に衛生管理者が実施した作業場等の巡視実績がない」ことを理由に、令和 4 年 12 月 1 日付けで本件開示請求ごとに公文書不存決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（3）審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和 4 年 12 月 16 日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書において、概ね次のとおり主張している。

（1） 佐賀県農業試験研究センターがある事業場の労働者数は 50 人を上回るもの

と予想することから、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の規定に基づく衛生管理者の作業場等の巡視の措置義務を事業者である実施機関は負うものである。労働安全衛生法第 12 条第 1 項では、事業者は都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから衛生管理者を選任し、その者に労働者の衛生に係る技術的事項を管理さなければならぬとされており、また、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 11 条第 1 項で、その頻度については、少なくとも毎週 1 回以上とされている。例えば、2（1）アの対象期間については、満 8 週あるので、少なくとも毎週に 1 回以上の頻度で衛生管理者による職場巡視が履行されているならば、少なくとも 8 件以上の巡視結果に係る資料があつてしかるべきであり、このことは他の対象期間においても同様である。

- (2) 実施機関は、佐賀県農業試験研究センターにおいて、令和 3 年 1 月 1 日から同年 8 月 31 日までの間、産業医による作業場等の巡視の実績がないとしているが、産業医による当該巡視が毎月定期的に行われていない場合には、労働安全衛生規則第 15 条第 1 項第 1 号の衛生管理者が行う巡視の結果に係る情報が産業医に情報提供されてはならない。当該提供情報である巡視結果には、「巡視を行った衛生管理者の氏名、巡視の日時、巡視した場所、労働安全衛生規則第 11 条第 1 項の設備、作業方法又は衛生状態に有害なおそれがあるときに講じた措置の内容等の労働衛生対策の推進にとって参考となる事項」が含まれており、これらの情報及びその項目は多岐にわたることから、衛生管理者が作業場等を巡視した場合には、産業医への伝達のために、当該巡視に際して作成された資料等があつてしかるべきである。

以上のことから、本件処分及び提示された不存在的理由は、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に違反している不合理なものであり、本件処分の対象公文書の特定が不十分であることから、本件処分を取り消し、公文書を特定し、新たに当該文書を開示するとの裁決を求める。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、弁明書において、令和 3 年 1 月 1 日から同年 2 月 28 日までの間、令和 3 年 3 月 1 日から同年 4 月 30 日までの間、令和 3 年 5 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間及び令和 3 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日までの間においては、佐賀県農業試験研究センターでは、労働安全衛生法に基づく衛生管理者による作業場等の巡視（以下「職場巡視」という。）を行っていないとしている。

その一方で、衛生管理者である総務課長は、毎週、佐賀県農業試験研究センターの他部を訪問し、業務の打合せ、伝達、相談等を行っており、これは、実質的には職場巡視を兼ねたものであったが、労働安全衛生法の規定に基づく職場巡視としての記録を作成していなかったため、当該文書を不存在的とした旨を主張している。

5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を踏まえて審査した結果、次のとおり判断した。

(1) 衛生管理者による職場巡視等について

ア 衛生管理者による職場巡視の実施義務

労働安全衛生法及び労働安全衛生規則の規定により、事業者は、労働者 50 人以上の事業場(全業種)ごとに、都道府県の労働局の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者を衛生管理者として選任しなければならないとされている。この選任された衛生管理者は、衛生に係る技術的事項の管理を担っている。このうち、職場巡視は、労働安全衛生規則第 11 条に定められており、衛生管理者は、少なくとも毎週 1 回、職場巡視を行い、設備、作業方法又は衛生状態に有害なおそれがあるときは、労働者の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならないとされている。

よって、衛生管理者による職場巡視は、実施機関において実施されるべきものである。

イ 衛生管理者による職場巡視の際に作成される資料

労働安全衛生法、労働安全衛生規則等において、衛生管理者が職場巡視を行った際に記録を義務付けるような規定や様式等は見受けられない。しかしながら、衛生管理者の権限及び定期巡視について、「労働安全衛生規則の施行について(昭和 47 年基発第 601 号の 1 労働省労働基準局長通達)」では、衛生管理者に対して付与された衛生に関する措置として、健康に異常のある者の発見及び処置、作業環境の衛生上の調査、作業条件等の衛生上の改善等に加えて、衛生日誌の記載等の職務上の記録の整備等を掲げている。

よって、衛生管理者による職場巡視の際に作成される資料は、実施機関において保有されるべきものである。

(2) 本件対象公文書の不存在の合理性について

実施機関は、弁明書において、本件開示請求の対象となる文書(以下「本件対象公文書」という。)を保有していないと説明しているため、その合理性について検討した。

ア 衛生管理者による職場巡視の状況等

- ・ 佐賀県農業試験研究センターについては、総務課長を衛生管理者として選任していた。
- ・ 佐賀県農業試験研究センターでは、本件開示請求の対象期間(令和 3 年 1 月 1 日から同年 8 月 31 日まで)において、衛生管理者による職場巡視が行われていなかった。

イ 不存在の合理性

本来であれば、本件対象公文書である衛生管理者による職場巡視の状況又は

結果が分かる資料は存在すると考えることが合理的ではある。しかし、認定した上記アの事実に不自然な点や矛盾はなく、また、仮に実施機関が本件対象公文書を作成していたとして、これを秘匿しなければならないような特段の事情も見受けられない。

したがって、本件対象公文書を作成していないため不存在であるとした実施機関の説明に不合理な点はない。

なお、実施機関は、本件処分時においては、そもそも衛生管理者による巡視実績がないと主張していたものについて、弁明書においては、実質的には衛生管理者による職場巡視を実施し、その記録を作成していなかったため、公文書不存在決定を行った旨を主張している。しかしながら、実施機関において、実質的に衛生管理者による職場巡視を行っていたと主張するに足る資料・理由等の具体的な提示はなく、また、労働安全衛生法等において、衛生管理者は、事業場の作業環境の管理、労働者の健康管理等の責務に加え、職場巡視に際して、設備、作業方法又は衛生状態に有害なおそれがあるときには、直ちに労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずること、衛生日誌の記載等の職務上の記録を整備することなどが求められている。これらのことから、本件開示請求の対象期間において、佐賀県農業試験研究センターでは、実質的には衛生管理者による職場巡視を実施していたとする主張については、認めることはできない。

以上のことから、前記「審査会の結論」のとおり判断した。

6 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和5年2月13日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
令和5年8月24日 (令和5年度第2回審査会)	・ 審 議
令和5年9月27日	・ 答 申

(参考) 調査審議した佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長職務代理者
城野 一憲	福岡大学法学部 准教授	

原 まさ代	(公社) 全国消費生活相談員協会参与	
古川 千津子	税理士	
松尾 弘志	弁護士	会長